

第535回鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和4年8月26日（金）10時00分～10時40分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、植木委員、佐藤委員、道前委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、森委員、山崎委員

使用者代表委員 徳田委員、西本委員、花原委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 山本労働局長、高橋労働基準部長

片山賃金室長、長谷川賃金室長補佐

田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議事

(1) 鳥取県最低賃金の改正決定に係る異議申出について

(2) その他

5 資料目次

(1) 鳥取県最低賃金の改正決定について（答申）に対する異議申出（写）

(2) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会委員名簿

(3) 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿

(4) 厚生労働省プレリリース 全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

6 議事内容

○長谷川賃金室長補佐 それでは、皆様おそろいになりましたので、ただ今から第53

5回鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日の委員の出席状況ですが、労働者を代表する寺田委員、使用者を代表する北村委員は欠席です。なお、公益を代表する佐藤会長は、オンラインにて出席いただいております。現時点で15名の委員のうち13名の方に御出席いただいております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

また、本日の審議会は公開をしており、3名の傍聴人と1社の報道機関の方がお見えになっております。傍聴人等の皆様には、傍聴に当たっての遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。では、カメラ撮りはここまでということをお願いいたします。

それでは、これより先の審議会の進行を会長代理をお願いいたします。

○中野会長代理 本日は佐藤会長がリモート出席ということで、会長代理の私が議事進行をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

では、早速、本日の議事に入ります。鳥取県最低賃金の改正決定に係る異議申出について、事務局から説明をお願いいたします。

○片山賃金室長 異議申出の内容につきまして事務局から御説明いたします。

本年8月10日、令和4年度鳥取県最低賃金についての答申に関する異議申出に係る公示を行いましたところ、鳥取県労働組合総連合議長様から鳥取労働局長宛てに異議申出が提出されました。

資料1ページを御覧ください。表題及び本文を読み上げます。

鳥取県最低賃金の改正決定について（答申）に対する異議申出。

日頃より、労働者の暮らし、安全・安心の職場作りに御尽力いただき、心より敬意を表します。

この度、鳥取地方最低賃金審議会は最低賃金改正に当たり、中央最低賃金審議会の目安を3円上回る33円の引上げ、854円を答申されました。これは労働者・労働組合の要求と運動を一定反映したものとして評価します。しかし、この間、鳥取県労働組合総連合（略称、鳥取県労連）が求めてきた、低賃金労働者の暮らし改善や地方経済の活性化には程遠い金額と言わざるを得ません。

日本の雇用労働者の4割は非正規雇用で、最低賃金はそうした立場の弱い労働者の暮らしを下支えする基盤でもあります。今年は、物価の上昇が止まらず、物価高騰が暮らしを

直撃しており、主たる生計者が非正規雇用であるという事態が普通に存在する下では、暮らしは更に厳しい状況となっています。

今回の最賃額改正により、東京都との差は218円、隣接する県では、兵庫県106円、岡山県38円、島根県とは依然3円の差が生じています。そして、全国的には依然としてワースト2位です。この「地域間格差」は、地域の活性化や地元経済活動の損失にもなり、将来にわたって労働力を再生産できる賃金とすることが緊急に求められています。

この間、鳥取県労連と全国労働組合総連合中国ブロック協議会は、貴職に対し鳥取県の最賃額を1,500円へ引き上げることを目指し、当面1,000円にすること、全国一律最低賃金制度の制定を国に求めること等の要請を行ってきました。また、鳥取地方最低賃金審議会に対しても、今年の最低賃金審議に当たり、「貧困と格差を是正し、最低賃金の大幅な引上げと全国一律制の実現を」の意見書を提出し、積極的な引上げと地域間格差の解消を求める提言を出していただくよう求めてきました。しかし、今回の答申額は、私たちが求めてきた引上げ額には不十分な水準にとどまっていると言わざるを得ません。

よって、「鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に対し、改めてこの度の答申額を大幅に改善されるとともに、金額決定に当たっては、憲法25条に定める「健康で文化的な生活を営む権利」を具現する最低賃金制度の役割について再考の上、決定されるよう求めます。

以上が異議申出の内容です。この異議申出に従いまして、ただ今から異議申出の取扱いについて諮問を行います。

〔局長から会長代理へ諮問文手交〕

○中野会長代理 それでは、この諮問文について事務局から読上げをお願いします。

○片山賃金室長 それでは、諮問文を読み上げます。

鳥労発基0826第1号、令和4年8月26日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿、鳥取労働局長、山本浩司。

鳥取地方最低審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）。

標記について、鳥取県労働組合総連合議長から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

別添として、先ほどの申出書を付けております。以上です。

○中野会長代理 ありがとうございます。それでは、ただ今異議申出の取扱いにつきまして諮問を受けましたので、審議に入ります。

それでは、まず公・労・使、各委員の皆さんから本申出につきまして、それぞれの意見を伺います。

○河村委員 先ほどお示しがございました異議申出についてですが、大変貴重な御意見を頂けたと思っています。今回の審議に当たっては、私ども労働者側からも基本的な考え方、あるいは基準、基本的な検討に当たっての指標をお示ししました。申出を読みますと、私どもが考えております基本的な考え方、あるいは指標と非常に考え方に近い部分もあり、理解できるところではあります。ただ、一方で、この間、専門部会を6回重ねてきて、それぞれの立場での発言をしながら協議をさせていただいたという経過もございます。残念ながら、労使の合意には至らず、最終的に公益側の見解という形で結審に至ったという背景もございます。最終的に、最低賃金額を決めるというのは、賃金決定の3要素を考慮していくということも必要になってくると考えています。そういった意味からも、現状を踏まえた上での最大限の引上げであったと考えておりました、私としましては、この審議会でお示された答申を尊重したいという立場でございます。以上です。

○中野会長代理 ありがとうございます。

○西本委員 まず、地元の雇用を守る、働き方や働く環境、それから働く方のスキル面の充実などを含めて社員のモチベーションを高める、将来的にも安心して働ける環境を整えながら事業継続、業績向上を図るということは、当然のことながら経営者の責任であると思います。今年度は、発効日が極力後ろ倒しにならない範囲で、予備日も使って専門部会を6回にわたり実施しました。お互いが、意見の対立ではなく、互いの共通点を見いだすというスタンスで議論をしたと考えています。労使ともに、提示金額は理屈がなくなるため歩み寄りが難しいところでしたが、最終的には公益委員見解について、採決の結果、33円引上げで結審しました。昨年に続き、地方にとっては大変厳しい金額ですが、目安30円を尊重し、鳥取県の持つポテンシャルや、隣接する経済圏との賃金差、引上げ額に応じた影響率、それから、数値化はできませんけれども、現場の肌感覚などを話し合い、最後の1円、2円というのは、鳥取県として正味ぎりぎりの選択であったと考えています。鳥取県の8割、9割は小規模事業者と言われております。中小企業庁の白書などによれば、中小企業の資金繰りDIは、金融支援の効果等により一定程度改善する一方で、コロナ前と比較すると、依然として低水準であるという評価です。生産性向上、付加価値の向上など、今後も地方にとって実現可能性のある議論が必要だと思っております。

最後に、繰り返しになりますが、33円アップ及び今年度の要望事項は、先ほど申し上げ

げたスタンス並びに民主的な手続によって決定したものです。中央最低賃金審議会への改善提案事項に加え、政府には有効需要の創出や、企業が自主的に賃上げをできる環境について、ロードマップ、それからマイルストーンを示しながら、継続してスピード感をもって対応していただきたいということが盛り込まれています。なお、我々は決してマッチポンプ的なプロトコルを求めているものではないということを申し添えておきます。決めた以上、あとは労使が一致団結して課題解決に取り組む。来年、無理なく賃上げができるようにPDCAを回していくことだと思っております。

以上、御理解いただきますようお願いいたします。

○中野会長代理 ありがとうございます。

○石川委員 今回、異議申出につきましては、今年度の審議の当初から労働者側から同じような考え方が提示され、議論の中で繰り返し検討されてきたと考えております。そのような労働者側のお考え、一方で雇用機会を守らなければいけないという使用者側のお考え、この異なる、立場も大きく違っている状況の下、繰り返し審議を行ってきた中で、現在の鳥取の経済状況を考えたときにどの辺りでバランスを取るべきか、公益側としてぎりぎりのところで見解を出させていただいたと考えております。

ですので、御異議の趣旨、理解はできる場所ではありますけれども、今年度の鳥取県の最低賃金に関しましては、答申どおりで適当と考えるところでございます。以上です。

○中野会長代理 ありがとうございます。

ほかの委員の方で、この申出に対して意見を述べられたい方はおられますか。

○米原委員 この異議申出の中で誤解あるいは誤解を生むような表現がありますので、申し上げたいと思います。ワースト2位という文言がありますが、853円のところが10県ありますので、正確に言うとワースト11位タイですし、Dグループの中でいくと上位3位タイです。ですから、これは相当頑張って引き上げた、使用者側としたら無理をした、ほかの経済力等を鑑みると、Dグループの中で上位3位タイというのは大分無理をしたような金額だと思っておりますので、更に上げるという異議申立てについては、残念ながらとても応じられるようなものではないと思っております。

○中野会長代理 ありがとうございます。ほかの方はよろしいですか。

(なし)

○中野会長代理 皆さんから貴重な意見を頂きましたが、皆さんの意見を要約いたしますと、今回の異議申出については、8月10日の答申どおりが適当であるということになる

と思います。

今年の審議会は、先ほどそれぞれの委員からもお話がありましたが、中央最低賃金審議会の目安に対する公益委員見解、各種資料また、関係労使からの意見聴取等も行いながら、慎重に審議を行ってきました。さらに、最低賃金を決定する際の3要素、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力、並びに鳥取県の現状も踏まえながら審議を重ねて改正に至ったというところがあります。また、政府に対しても、企業の環境整備のための需要喚起策や生産性向上の支援も早急に行うように答申文に盛り込んでおります。このような答申に至った経緯、また、ただ今、委員の皆さんから頂いた意見も踏まえて、今回の異議申出については、8月10日付けの答申どおりが適当であると思いたいと思いますが、皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○中野会長代理 それでは、異議申出については、8月10日付けの答申どおりといたします。

事務局にて答申(案)の作成をお願いしたいと思いますが、どれぐらい時間は必要ですか。

○片山賃金室長 10分程度お願いいたします。

○中野会長代理 では、10分間、休会といたします。

[休会]

○中野会長代理 では、再開します。異議申出についての答申(案)の読上げをお願いいたします。

○片山賃金室長 それでは、お手元にお配りしました答申(案)を読み上げます。

令和4年8月26日、鳥取労働局長、山本浩司殿、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤 匡。

鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)。

当審議会は、令和4年8月26日付けをもって貴職から諮問のあった、同年8月10日付けの鳥取県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記、令和4年8月10日付け答申どおり決定することが適当である。

以上です。

○中野会長代理 ありがとうございます。ただ今、異議申出に対しての答申案が読み上げ

られましたが、本内容でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○中野会長代理 ありがとうございます。では、本内容にて労働局長に答申します。

[会長代理から局長へ答申文手交]

○中野会長代理 それでは、議事の1番目については以上といたします。

次に、2番目の議事、その他について事務局から何かございますか。

○片山賃金室長 鳥取県最低賃金の発効に係る今後の日程及び特定最低賃金に関する審議等について御説明いたします。

まず、鳥取県最低賃金の発効に係る今後の日程について簡単に御説明いたします。本日、異議審議の結果、8月10日付け答申のとおりとする旨の答申を頂きました。この後、直ちに官報公示の手続を行いますと、官報掲載予定日が9月6日となります。9月6日を改正決定の日として、公示日から起算して30日を経過した日である10月6日に、改正された鳥取県最低賃金が発効することとなります。鳥取県最低賃金の発効に関することは以上です。

続きまして、特定最低賃金に係る審議等についてです。特定最低賃金の改正決定等の必要性に係る審議においては、資料3ページと5ページのそれぞれの委員による専門部会を設置し、審議していただくこととしています。以上です。

○中野会長代理 ありがとうございます。それでは、特定最低賃金については専門部会の中で審議をしていくということといたします。

続けて、事務局は何かありますか。

○片山賃金室長 特定最低賃金の審議に関してですが、特定最低賃金の改正決定については、地域別最低賃金とは異なりまして、2段階で諮問手続を行うこととなっています。それは、改正決定の必要性の有無に対する諮問と、金額改定に係る諮問です。

今年7月29日、第533回鳥取地方最低賃金審議会において、鳥取労働局長から審議会に諮問させていただきました。鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に係る審議のための専門部会及び鳥取県各種商品小売業最低賃金に係る審議のための専門部会を設置するため、関係労使からの専門部会委員の推薦公示を8月10日から8月25日まで行ったところ、両部会とも労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の御推薦を頂き、公益代表委員を含めまして、委嘱の手続を行っているところです。

本日の資料3ページには、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員の名簿、それから、資料5ページには、鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員の名簿がございますので、御確認をお願いします。

この鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会及び鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会におきまして、改正決定の必要性の有無について御審議いただく予定としています。そして、専門部会で出されました専門部会報告について、この鳥取地方最低賃金審議会にて御審議いただき、改正決定の必要性ありとの答申を頂きますと、同日、鳥取労働局長は改めて2段階目に当たる金額改定の諮問を行う予定としています。

この専門部会報告について審議いただくため、第536回鳥取地方最低賃金審議会及び鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会並びに鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会の各委員には、現在、日程調整をお願いしております。なお、日程調整が終了しますと、審議会の開催の案内を行う予定です。以上です。

○中野会長代理 ありがとうございます。ただ今の特定最低賃金の審議の流れや、日程調整についての説明に対して、質問等ある方はおられますか。

(なし)

○中野会長代理 では、本日の審議会は以上で終了したいと思いますが、どなたか意見のある方はおられますか。

(なし)

○中野会長代理 では、佐藤会長もリモート出席、どうもありがとうございました。

○佐藤会長 ありがとうございます。

○中野会長代理 では、本日の審議会は以上で終わりにいたします。